

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

目 次

◎水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）（抄）	1
◎水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百二十八号）（抄）	1
◎旅館業法（昭和二十三年法律第三百二十八号）（抄）	2
◎住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）（抄）	2

◎水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）（抄）

（特定施設）

第一条 水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一（第一条関係）

一～六十六の二（略）

六十六の三 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゆう房施設

ロ 洗濯施設

ハ 入浴施設

六十六の四～七十四（略）

◎水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3～9（略）

（経過措置）

第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

◎旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）（抄）

- 第二条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。
- 2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。
- 3 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。
- 4 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。
- 5 （略）

◎住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）（抄）

- （定義）
- 第二条 （略）
- 2 （略）
- 3 この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）第三条の二第一項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であつて、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が一年間で百八十日を超えないものをいう。
- 4 10 （略）